

表3. (Q2) 障害者(18歳以上)の補装具費支給決定件数(特例)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.05 件	0.00 件	0.02 件	0.01 件	0.02 件
装具	0.02 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.04 件
座位保持装置	0.08 件	0.01 件	0.02 件	0.05 件	0.10 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.03 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.03 件
補聴器	0.10 件	0.03 件	0.13 件	0.15 件	0.18 件
オーダーメイド車椅子	0.11 件	0.04 件	0.05 件	0.09 件	0.15 件
レディメイド車椅子	0.02 件	0.00 件	0.04 件	0.04 件	0.04 件
電動車椅子	0.14 件	0.02 件	0.08 件	0.11 件	0.19 件
歩行器	0.02 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.04 件
歩行補助つえ	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.04 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件	0.04 件
合計	0.25 件	0.07 件	0.15 件	0.22 件	0.34 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.32 件	0.00 件	0.17 件	0.17 件	0.18 件
装具	0.14 件	0.12 件	0.09 件	0.18 件	0.21 件
座位保持装置	0.39 件	0.12 件	0.12 件	0.37 件	0.46 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.19 件	0.12 件	0.00 件	0.08 件	0.19 件
補聴器	0.41 件	0.21 件	0.77 件	0.78 件	0.81 件
オーダーメイド車椅子	0.31 件	0.28 件	0.25 件	0.41 件	0.49 件
レディメイド車椅子	0.14 件	0.00 件	0.36 件	0.35 件	0.33 件
電動車椅子	0.43 件	0.19 件	0.31 件	0.43 件	0.61 件
歩行器	0.14 件	0.12 件	0.12 件	0.14 件	0.20 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.17 件	0.00 件	0.17 件	0.14 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.18 件	0.00 件	0.08 件	0.08 件	0.18 件
合計	0.70 件	0.48 件	0.99 件	1.21 件	1.24 件

表4. (Q3) 障害児(18歳未満)の補装具費支給決定件数(一般)
 平均値

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.02 件	0.25 件	0.08 件	0.29 件	0.24 件
装具	0.33 件	3.83 件	0.73 件	4.23 件	3.88 件
座位保持装置	0.33 件	2.13 件	0.89 件	3.05 件	2.85 件
盲人安全つえ	0.01 件	0.05 件	0.11 件	0.19 件	0.13 件
義眼	0.00 件	0.04 件	0.01 件	0.06 件	0.05 件
眼鏡	0.00 件	0.21 件	0.05 件	0.25 件	0.19 件
補聴器	0.17 件	1.63 件	1.71 件	3.08 件	2.89 件
オーダーメイド車椅子	0.31 件	2.10 件	0.98 件	2.92 件	2.81 件
レディメイド車椅子	0.02 件	1.17 件	0.44 件	1.43 件	1.20 件
電動車椅子	0.04 件	0.43 件	0.21 件	0.62 件	0.54 件
座位保持いす	0.08 件	0.70 件	0.13 件	0.79 件	0.71 件
起立保持具	0.01 件	0.24 件	0.03 件	0.24 件	0.20 件
歩行器	0.02 件	0.50 件	0.07 件	0.60 件	0.48 件
頭部保持具	0.00 件	0.27 件	0.02 件	0.27 件	0.22 件
排便補助具	0.00 件	0.00 件	0.01 件	0.00 件	0.00 件
歩行補助つえ	0.00 件	0.15 件	0.16 件	0.31 件	0.22 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
合計	0.82 件	9.29 件	3.52 件	12.84 件	11.77 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.15 件	0.71 件	0.33 件	0.76 件	0.70 件
装具	1.21 件	10.95 件	1.67 件	12.09 件	11.15 件
座位保持装置	1.51 件	5.66 件	2.19 件	7.64 件	7.16 件
盲人安全つえ	0.15 件	0.27 件	0.35 件	0.83 件	0.42 件
義眼	0.00 件	0.20 件	0.10 件	0.26 件	0.22 件
眼鏡	0.07 件	0.57 件	0.25 件	0.90 件	0.53 件
補聴器	0.86 件	5.48 件	3.53 件	7.85 件	7.44 件
オーダーメイド車椅子	1.07 件	6.79 件	2.05 件	8.30 件	7.96 件
レディメイド車椅子	0.14 件	5.57 件	1.72 件	6.07 件	5.36 件
電動車椅子	0.20 件	1.59 件	0.61 件	1.76 件	1.61 件
座位保持いす	0.47 件	1.25 件	0.40 件	1.36 件	1.31 件
起立保持具	0.14 件	0.86 件	0.15 件	0.84 件	0.75 件
歩行器	0.13 件	1.00 件	0.26 件	1.28 件	1.03 件
頭部保持具	0.00 件	1.00 件	0.12 件	1.00 件	0.89 件
排便補助具	0.00 件	0.00 件	0.07 件	0.07 件	0.06 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.43 件	0.43 件	0.93 件	0.57 件
重度障害者用意意思伝達装置	0.00 件	0.01 件	0.01 件	0.01 件	0.01 件
合計	3.87 件	29.44 件	8.23 件	36.70 件	33.95 件

表5. (Q3) 障害児(18歳未満)の補装具費支給決定件数(特例)
平均

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.01 件	0.01 件	0.01 件	0.02 件	0.02 件
装具	0.00 件	0.06 件	0.00 件	0.06 件	0.04 件
座位保持装置	0.05 件	0.18 件	0.05 件	0.19 件	0.20 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
補聴器	0.14 件	0.29 件	0.19 件	0.41 件	0.41 件
オーダーメイド車椅子	0.06 件	0.14 件	0.04 件	0.16 件	0.17 件
レディメイド車椅子	0.04 件	0.01 件	0.00 件	0.02 件	0.04 件
電動車椅子	0.01 件	0.02 件	0.00 件	0.02 件	0.02 件
座位保持いす	0.05 件	0.18 件	0.02 件	0.20 件	0.18 件
起立保持具	0.11 件	0.41 件	0.05 件	0.43 件	0.42 件
歩行器	0.08 件	0.25 件	0.03 件	0.23 件	0.24 件
頭部保持具	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
排便補助具	0.01 件	0.01 件	0.00 件	0.01 件	0.01 件
歩行補助つえ	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
重度障害者用意思伝達装置	0.01 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.01 件
合計	0.23 件	0.75 件	0.20 件	0.88 件	0.80 件

標準偏差

支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計(a)+(b)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d)=(b)+(c)	
技肢	0.11 件	0.12 件	0.09 件	0.14 件	0.15 件
装具	0.00 件	0.68 件	0.00 件	0.67 件	0.56 件
座位保持装置	0.20 件	0.51 件	0.24 件	0.58 件	0.53 件
盲人安全つえ	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
義眼	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
眼鏡	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
補聴器	0.39 件	1.06 件	0.56 件	1.16 件	1.04 件
オーダーメイド車椅子	0.36 件	0.39 件	0.22 件	0.44 件	0.52 件
レディメイド車椅子	0.27 件	0.11 件	0.06 件	0.16 件	0.26 件
電動車椅子	0.08 件	0.15 件	0.01 件	0.14 件	0.14 件
座位保持いす	0.20 件	0.59 件	0.14 件	0.63 件	0.56 件
起立保持具	0.43 件	1.09 件	0.20 件	1.18 件	1.08 件
歩行器	0.26 件	0.62 件	0.18 件	0.61 件	0.57 件
頭部保持具	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.07 件
排便補助具	0.08 件	0.09 件	0.00 件	0.08 件	0.10 件
歩行補助つえ	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件
重度障害者用意思伝達装置	0.08 件	0.00 件	0.00 件	0.00 件	0.07 件
合計	0.74 件	2.26 件	0.60 件	2.46 件	2.18 件

表 6. (Q4) 補装具費の支給決定に係っている職員の職種

		合計	医師	理学療法士	作業療法士	義肢装具士	ケースワーカー	エンジニア	事務職	その他	不明
全体		805 100.0	31 3.9	25 3.1	22 2.7	20 2.5	87 10.8	2 0.2	749 93.0	63 7.8	4 0.5
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	18 4.1	18 4.1	19 4.3	9 2.1	62 14.2	1 0.2	398 90.9	33 7.5	1 0.2
	区	17 100.0	1 5.9	4 23.5	2 11.8	1 5.9	12 70.6	0 0.0	13 76.5	3 17.6	2 11.8
	町	309 100.0	11 3.6	3 1.0	1 0.3	8 2.6	12 3.9	1 0.3	297 96.1	21 6.8	1 0.3
	村	39 100.0	1 2.6	0 0.0	0 0.0	2 5.1	0 0.0	0 0.0	39 100.0	6 15.4	0 0.0

表 7. (Q5) 支給決定している見積り内容についての理解

		合計	ほぼ自分たち で理解して内容 確認をしている。	内容が専門 的であるため 更生相談所 にお願いして いる。	その他	不明
全体		805 100.0	374 46.5	203 25.2	186 23.1	42 5.2
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	188 42.9	113 25.8	111 25.3	26 5.9
	区	17 100.0	6 35.3	1 5.9	3 17.6	7 41.2
	町	309 100.0	153 49.5	84 27.2	64 20.7	8 2.6
	村	39 100.0	26 66.7	5 12.8	7 17.9	1 2.6

表 8. (Q7) 姿勢保持関連補装具の支給において該当種目がわかりにくいと感じることがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	148 18.4	423 52.5	198 24.6	30 3.7	6 0.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	76 17.4	263 60.0	85 19.4	11 2.5	3 0.7
	区	17 100.0	2 11.8	14 82.4	1 5.9	0 0.0	0 0.0
	町	309 100.0	66 21.4	126 40.8	97 31.4	17 5.5	3 1.0
	村	39 100.0	4 10.3	18 46.2	15 38.5	2 5.1	0 0.0

表 9. (Q8) どのような種目間で迷うことがあるか

		合計	車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置	電動車椅子と車椅子フレームに電動ユニットをつけた座位保持装置	座位保持装置と座位保持いす	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	その他	不明	非該当
全体		571 100.0	455 79.7	264 46.2	296 51.8	105 18.4	74 13.0	24 4.2	3 0.5	234
市区町村_分類別	市	339 100.0	290 85.5	161 47.5	159 46.9	48 14.2	35 10.3	12 3.5	1 0.3	99
	区	16 100.0	11 68.8	10 62.5	14 87.5	8 50.0	1 6.3	1 6.3	0 0.0	1
	町	192 100.0	140 72.9	82 42.7	109 56.8	40 20.8	30 15.6	10 5.2	2 1.0	117
	村	22 100.0	13 59.1	9 40.9	12 54.5	9 40.9	8 36.4	1 4.5	0 0.0	17

表 10. (Q10) 姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性

		合計	大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	その他	不明
全体		805 100.0	60 7.5	401 49.8	250 31.1	13 1.6	54 6.7	27 3.4
市区町村_分類別	市	438 100.0	33 7.5	229 52.3	131 29.9	9 2.1	21 4.8	15 3.4
	区	17 100.0	0 0.0	9 52.9	6 35.3	0 0.0	0 0.0	2 11.8
	町	309 100.0	24 7.8	142 46.0	101 32.7	4 1.3	28 9.1	10 3.2
	村	39 100.0	3 7.7	19 48.7	12 30.8	0 0.0	5 12.8	0 0.0

表 11. (Q11) まとめて整理した方が良いと考える種目

		合計	車椅子と座位保持装置	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	座位保持装置と排便補助具	その他	不明	非該当
全体		461 100.0	322 69.8	32 6.9	23 5.0	2 0.4	18 3.9	64 13.9	344
市区町村_分類別	市	262 100.0	190 72.5	12 4.6	14 5.3	0 0.0	12 4.6	34 13.0	176
	区	9 100.0	6 66.7	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	2 22.2	8
	町	166 100.0	116 69.9	17 10.2	7 4.2	1 0.6	5 3.0	20 12.0	143
	村	22 100.0	8 36.4	3 13.6	2 9.1	0 0.0	1 4.5	8 36.4	17

表 1 2. (Q14) 児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることはあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	100 12.4	330 41.0	271 33.7	84 10.4	20 2.5
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	41 9.4	179 40.9	168 38.4	42 9.6	8 1.8
	区	17 100.0	6 35.3	6 35.3	4 23.5	0 0.0	1 5.9
	町	309 100.0	48 15.5	133 43.0	81 26.2	36 11.7	11 3.6
	村	39 100.0	4 10.3	11 28.2	18 46.2	6 15.4	0 0.0

表 1 3. (Q15) 児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性

		合計	大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	不明
全体		805 100.0	70 8.7	296 36.8	367 45.6	32 4.0	40 5.0
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	32 7.3	154 35.2	215 49.1	20 4.6	17 3.9
	区	17 100.0	4 23.5	5 29.4	6 35.3	0 0.0	2 11.8
	町	309 100.0	31 10.0	124 40.1	125 40.5	10 3.2	19 6.1
	村	39 100.0	2 5.1	12 30.8	21 53.8	2 5.1	2 5.1

表 1 4. (Q19) 視覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	21 2.6	119 14.8	546 67.8	98 12.2	21 2.6
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	11 2.5	80 18.3	300 68.5	40 9.1	7 1.6
	区	17 100.0	1 5.9	7 41.2	7 41.2	1 5.9	1 5.9
	町	309 100.0	8 2.6	31 10.0	208 67.3	49 15.9	13 4.2
	村	39 100.0	1 2.6	1 2.6	30 76.9	7 17.9	0 0.0

表15. (Q21) 現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル等を削除することについて

		合計	賛成である	反対である	その他	不明
全体		805 100.0	430 53.4	76 9.4	268 33.3	31 3.9
市区町村_分類別	市	438 100.0	260 59.4	43 9.8	124 28.3	11 2.5
	区	17 100.0	11 64.7	1 5.9	5 29.4	0 0.0
	町	309 100.0	140 45.3	30 9.7	120 38.8	19 6.1
	村	39 100.0	19 48.7	1 2.6	18 46.2	1 2.6

表16. (Q26) 聴覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	30 3.7	141 17.5	533 66.2	89 11.1	12 1.5
市区町村_分類別	市	438 100.0	11 2.5	78 17.8	302 68.9	44 10.0	3 0.7
	区	17 100.0	0 0.0	5 29.4	8 47.1	2 11.8	2 11.8
	町	309 100.0	18 5.8	48 15.5	195 63.1	41 13.3	7 2.3
	村	39 100.0	1 2.6	9 23.1	27 69.2	2 5.1	0 0.0

表17. (Q26) 聴覚障害関連補装具の修理において、該当種目に迷うことがあるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	5 0.6	68 8.4	605 75.2	104 12.9	23 2.9
市区町村_分類別	市	438 100.0	2 0.5	39 8.9	335 76.5	56 12.8	6 1.4
	区	17 100.0	0 0.0	3 17.6	9 52.9	1 5.9	4 23.5
	町	309 100.0	3 1.0	21 6.8	230 74.4	42 13.6	13 4.2
	村	39 100.0	0 0.0	5 12.8	30 76.9	4 10.3	0 0.0

表18. (Q30) 補聴器の種類にアナログだけでなく、デジタル補聴器を取り入れることについて

		合計	大いに賛成する	賛成する	あまり賛成しない	まったく賛成しない	不明
全体		805 100.0	113 14.0	533 66.2	77 9.6	4 0.5	78 9.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	69 15.8	283 64.6	45 10.3	3 0.7	38 8.7
	区	17 100.0	2 11.8	11 64.7	3 17.6	0 0.0	1 5.9
	町	309 100.0	37 12.0	208 67.3	27 8.7	1 0.3	36 11.7
	村	39 100.0	5 12.8	29 74.4	2 5.1	0 0.0	3 7.7

表19. (Q32) 骨導式補聴器に関して、過去5年間における交付実績は大まかにどの程度あるか

		合計	大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 100.0	2 0.2	61 7.6	217 27.0	511 63.5	14 1.7
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	1 0.2	43 9.8	158 36.1	230 52.5	6 1.4
	区	17 100.0	0 0.0	4 23.5	7 41.2	5 29.4	1 5.9
	町	309 100.0	1 0.3	13 4.2	49 15.9	239 77.3	7 2.3
	村	39 100.0	0 0.0	1 2.6	3 7.7	35 89.7	0 0.0

表20. (Q33) 現状、製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて

		合計	賛成である	反対である	その他	不明
全体		805 100.0	436 54.2	79 9.8	259 32.2	31 3.9
市区町村_ 分類別	市	438 100.0	253 57.8	51 11.6	121 27.6	13 3.0
	区	17 100.0	7 41.2	2 11.8	5 29.4	3 17.6
	町	309 100.0	156 50.5	24 7.8	114 36.9	15 4.9
	村	39 100.0	19 48.7	2 5.1	18 46.2	0 0.0

表 2 1 . (Q38) 個々の義肢装具の完成用部品の情報の入手方法

		合計	厚生労働省からの通知で調べる	メーカーに聞きカタログなどを入手する	テクノエイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる	インターネットで調べる	学会の展示などで情報を入手する	義肢装具製作業者に聞く	その他	不明
全体		805 100.0	478 59.4	107 13.3	210 26.1	320 39.8	3 0.4	282 35.0	68 8.4	13 1.6
市区町村_分類別	市	438 100.0	283 64.6	52 11.9	123 28.1	172 39.3	1 0.2	149 34.0	42 9.6	6 1.4
	区	17 100.0	12 70.6	7 41.2	8 47.1	10 58.8	1 5.9	8 47.1	3 17.6	0 0.0
	町	309 100.0	167 54.0	38 12.3	72 23.3	117 37.9	1 0.3	112 36.2	19 6.1	6 1.9
	村	39 100.0	15 38.5	10 25.6	6 15.4	20 51.3	0 0.0	13 33.3	4 10.3	1 2.6

表 2 2 . (Q39) 高機能で高額な部品使用について

		合計	高額でも必要であれば決定していきたい	義肢装具を使いこなしていることがわかれば、可能な限り出したい	更生相談所の判定に従って対応する	最低限機能するものを支給しているので高額なものはない	予算が少ないため高額な部品を出していけない	その他	不明
全体		805 100.0	117 14.5	89 11.1	641 79.6	19 2.4	6 0.7	13 1.6	13 1.6
市区町村_分類別	市	438 100.0	55 12.6	49 11.2	359 82.0	11 2.5	4 0.9	3 0.7	6 1.4
	区	17 100.0	3 17.6	3 17.6	13 76.5	1 5.9	0 0.0	2 11.8	0 0.0
	町	309 100.0	54 17.5	33 10.7	233 75.4	7 2.3	2 0.6	8 2.6	6 1.9
	村	39 100.0	5 12.8	4 10.3	34 87.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.6

表 2 3. (Q40) 筋電電動義手に基本価格や製作要素価格の設定を希望するか

		合計	希望する	希望しない、現状のままが良い	不明
全体		805 100.0	413 51.3	311 38.6	81 10.1
市区町村_分類別	市	438 100.0	235 53.7	165 37.7	38 8.7
	区	17 100.0	9 52.9	6 35.3	2 11.8
	町	309 100.0	152 49.2	121 39.2	36 11.7
	村	39 100.0	16 41.0	18 46.2	5 12.8

(資料)

補装具費支給制度における判定状況ならびに種目構造のあり方に関する調査票

○調査目的

本アンケート調査は、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、平成27年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）））「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」（研究代表者 白銀暁）から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所等の専門機関の意見等を参考に、市区町村において、その支給決定がなされております。しかしながら、平成24年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成26年度の補装具評価検討会においても議論されました。本アンケート調査は、限られた財源の中での効率的かつ効果的な制度の運用を目指し、補装具の利用者や、その支給に携わる者、また供給に関わる事業者らにとって、よりわかりやすい適切な種目構造等の整理・明確化に役立てることを目的としています。

本調査でご回答をいただきます内容は、極めて重要なご意見となります。本調査は研究として行うものであり回答は任意ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○調査対象

市区町村の障害者福祉主管課、補装具費の支給決定事務担当者

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○調査票のご返送方法

調査にご協力いただける場合は、本調査票に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

○ご返送の期限

平成28年1月29日（金）（必着）とさせていただきます。

○本調査に対する問い合わせ先

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

福祉機器開発部福祉機器臨床評価研究室長 白銀 暁（しろがね さとし）

Mail : shirogane-satoshi@rehab.go.jp TEL : 04-2995-3100 (内線 2528)

※誠に申し訳ございませんが、できるだけメールにてお問い合わせください。

なお、アンケートの発送・回収につきましては下記に委託しております。

株式会社リサーチワークス（担当：井野、半田）

〒140-0041 東京都中央区新富 1-14-3 TEL:03-5542-0460/FAX:03-5542-0461

※回答いただいた本調査票は、本研究の目的のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。なお、個々の自治体名を特定できない形でまとめた集計結果については、研究報告書、学術誌、学会報告などで発表、厚生労働省に報告することを予定しています。

(1) ご担当者名記入欄

市区町村名	
部署名	
住所	
担当者名	
電話番号	

(2) 市区町村の概要

Q1 貴市区町村の概要をご記入ください。

市区町村コード	
都道府県名	
人口（平成 27 年 4 月 1 日時点）	人
身体障害者手帳の交付件数 （平成 27 年 4 月 1 日時点の手帳所持者数）	件

(3) 補装具費支給決定の状況

Q2 障害者（18 歳以上）の補装具費支給決定件数を、一般と特例に分けてご記入ください。
※昨年度の支給実績の平均（1/12）または、昨年度のうち、平均的な 1 か月分の件数についてお答えください。

※支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理件数も含めてください。

※「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積書をもとに市区町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは座位保持装置として数えてください。

（一般）

障害者の支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d) = (b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

(特例)

障害者の支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d) = (b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q3 障害児（18歳未満）の補装具費支給決定件数を、一般と特例に分けてご記入ください。
 ※昨年度の支給実績の平均（1/12）または、昨年度のうち、平均的な1か月分の件数についてお答えください。

※支給決定数には、新規交付だけでなく再交付や修理件数も含めてください。

※「市区町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積書をもとに市区町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置として数えてください。

（一般）

障害児の支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d) = (b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

(特例)

障害児の支給決定件数	更生相談所に判定依頼(a)	市区町村だけで判断			総計 (a)+(d)
		意見書に基づき交付(b)	意見書省略で交付(c)	市区町村計(d) = (b)+(c)	
義肢	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件
座位保持いす	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

Q4 補装具費の支給決定に係っている職員の職種を全てお答えください。(複数回答可)

1. 医師
2. 理学療法士
3. 作業療法士
4. 義肢装具士
5. ケースワーカー
6. エンジニア
7. 事務職
8. その他 ()

Q5 支給決定している見積り内容について理解していますか。

1. ほぼ自分たちで理解して内容確認をしている。
2. 内容が専門的であるため更生相談所をお願いしている。
3. その他 ()

Q6 ※Q5で選択肢「2」を選んだ方に伺います。
どのようなところが難しいかをご記載ください。

(4) 姿勢保持関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q7 姿勢保持関連補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）の支給において、該当種目がわかりにくいと感じることがありますか？

- | | | |
|--|---|-------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない | } | Q10へお進みください |
|--|---|-------------|

Q8 ※Q7で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

特に、どのような種目間で判断に迷うことがありますか？（複数回答可）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置2. 電動車椅子と車椅子フレームに電動ユニットをつけた座位保持装置3. 座位保持装置と座位保持いす4. 座位保持装置と起立保持具5. 座位保持装置と頭部保持具6. その他 →Q9をご回答ください（1～5を選んだ方はQ10へお進みください） |
|--|

Q9 ※Q8で選択肢「6」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目と、もし可能であればその状況等を具体的にご記入ください。

--

Q10 姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性について、どのようにお考えですか？

- | | | |
|---|---|-------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いに必要である2. 必要である3. あまり必要でない4. まったく必要でない5. その他 →Q12へお進みください | } | Q13へお進みください |
|---|---|-------------|

Q11 ※Q10で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

まとめて整理したほうが良いと考える種目は何ですか？

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 車椅子と座位保持装置2. 座位保持装置と起立保持具3. 座位保持装置と頭部保持具4. 座位保持装置と排便補助具5. その他 |
|--|

Q12 ※Q11で選択肢「5」を選んだ方に伺います。
まとめたほうが良いと考える種目を具体的にご記入ください。

Q13 ※Q10で選択肢「3」・「4」を選んだ方に伺います。
まとめないほうが良いと考える理由は何ですか？

Q14 児のみ対応の種目があることついて、わかりにくいと感じることはありますか？

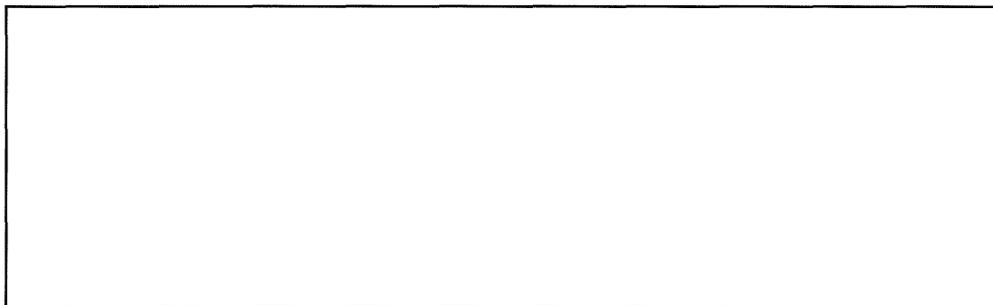
1. 大いにある
 2. 時々ある
 3. ほとんどない
 4. ない

Q15 児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性について、どのようにお考えですか？

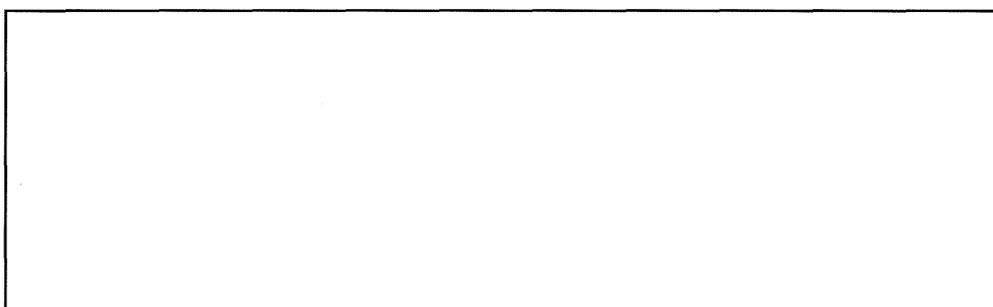
1. 大いに必要である
 2. 必要である
 3. あまり必要でない
 4. まったく必要でない

Q16 姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q17 姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。



Q18 その他、姿勢保持関連補装具種目（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関して、判断の際にお困りの点などありましたらご自由にご記載ください。



(5) 視覚障害関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q19 視覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがありますか？

<ul style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない	}	Q21 へお進みください
--	---	--------------

Q20 ※Q19 で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。
判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

Q21 現状、製品が存在しない盲人安全つえのベル、フラッシュライト、木製ポリカーボネート樹皮被膜付を削除することについて、どのようにお考えですか？

<ul style="list-style-type: none">1. 賛成である2. 反対である3. その他
--

Q22 Q21 における回答の理由をご記載ください。

Q23 視覚障害関連補装具に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q24 視覚障害関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。